

◇札幌市における軽自動車税の減免に該当する身体障害者手帳の等級の範囲
(札幌市税規則第35条)

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障害の級別に該当する障がいをもつもの。

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級、2級、3級、4級
聴覚障害	2級、3級
平衡機能障害	3級、5級
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	1級、2級、3級
下肢不自由	1級、2級、3級、4級、5級、6級
体幹不自由	1級、2級、3級、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	
上肢機能	1級、2級、3級
移動機能	1級、2級、3級、4級、5級、6級
心臓機能障害	1級、3級、4級
じん臓機能障害	1級、3級、4級
呼吸器機能障害	1級、3級、4級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級
小腸の機能障害	1級、3級、4級
免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級、2級、3級、4級
肝臓機能障害	1級、2級、3級、4級

※上表に当てはまらない二つ以上の障がいを持つ場合も減免に該当することがあります。詳しくは中央市税事務所諸税課軽自動車税係にお問い合わせください。

例) 上肢4級・下肢4級・総合4級の場合⇒下肢4級が対象なので**減免該当**

上肢5級・下肢7級・総合5級の場合⇒個々の障害は非対象なので**減免非該当**

下肢7級・下肢7級・総合6級の場合⇒下肢障害6級とみなして**減免該当**